

島根県まち・ひと・しごと創生資金融資実施要領

制 定 平成 30 年 3 月 30 日

この要領は、島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱（平成 30 年 3 月 27 日島根県告示第 189 号、以下「要綱」という。）に基づき、まち・ひと・しごと創生資金の融資に關し必要な事項を定めるものとする。

（取扱金融機関）

第 1 条 まち・ひと・しごと創生資金融資は、取扱金融機関の各店舗において取り扱うものとする。

（製造業等）

第 2 条 要綱第 3 条第 6 号に規定する知事が別に定める業種は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる中分類 89－自動車整備業とする。

（資金措置）

第 3 条 まち・ひと・しごと創生資金の運用に必要な資金の取扱金融機関への預託は、別紙預託契約書により行うものとする。

2 要綱第 4 条第 1 項に規定する知事の定める倍率は、別に締結する契約で定めるものとする。

（融資対象者）

第 4 条 申請者が法人である場合は、島根県県税条例（昭和 51 年 3 月 23 日島根県条例第 10 号）第 7 条の規定に基づく法人設立の届出を行っていなければならない。

2 融資対象業種を営んでいる期間は次のとおり取り扱う。

(1) 個人にあっては、個人成りの場合や相続又は事業承継等によって事業を引き継ぐ者は、事業歴を通算できる

(2) 法人にあっては、法人成りの場合や事業譲渡又は事業承継等によって事業を引き継ぐ者は、事業歴を通算できる

（融資の申請に当たっての留意事項）

第 5 条 まち・ひと・しごと創生資金の融資の申請に当たっての留意事項は、別表第 1 に定める審査運用基準により定めるものとする。

（融資条件）

第 6 条 融資限度は、1 事業計画に対するものとする。

2 融資金額は、10 万円単位とする。

3 償還金額は、千円単位とする。

4 当該資金について保証協会が保証を付与する場合であっても、次の各号に定める保証の対象となる融資の場合には、責任共有制度の対象とならないものとする。

(1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「保険法」という。）第 3 条の 3 に規定する特別小口保険に係る保証

(2) 保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号までのいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。）

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 12 条第 1 項に規定する災害関係保証

- (4) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証及び産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 129 条第 1 項に規定する創業関連保証（同法同条第 3 項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。）
- (5) 保険法第 3 条の 9 に規定する事業再生保険に係る保証
- (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成 10 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第 4 条第 1 項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 128 条第 1 項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- (9) 経営力強化保証制度要綱（20120918 中庁第 1 号）に規定する経営力強化保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成 19 年 9 月 30 日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が 100 パーセントの保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱（20140114 中庁第 2 号）に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成 19 年 9 月 30 日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が 100 パーセントの保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）

5 保証料率は、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものとする。

（融資手続き）

- 第 7 条 要綱第 8 条第 1 項の申込書は、様式第 1 号によるものとする。
- 2 要綱第 8 条第 2 項の市町村長の推薦書は、観光施設の整備等を行う区域を管轄する市町村長の推薦書（様式第 7 号）によるものとする。
 - 3 要綱第 8 条第 3 項の市町村長の意見書は、工場を移転する区域を管轄する市町村長の意見書（様式第 8 号）によるものとする。
 - 4 融資手続きについては、次のとおりとする。
 - (1) 申込先は、第 1 項の申込書の提出を受けたときは、融資意見書（様式第 5 号の 2）を作成の上添付し、取扱金融機関へ送付するものとする。
 - (2) 取扱金融機関は、前号の融資意見書の提出を受けたときは、融資実行意見書（様式第 5 号）を作成の上添付し、知事へ提出するものとする。
 - (2) 知事は、前号の融資実行意見書の送付があった場合において、内容を審査の上適当と認めた時は、事業実施計画及び融資条件について認定し、第 1 項の申込者、申込先、取扱金融機関及び市町村長（観光施設等整備枠及び環境対応枠の融資対象事業費第 12 号に係る融資に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。

（融資実行）

- 第 8 条 借受者は、取扱金融機関との間で繰上償還に関し別紙特約書（様式第 10 号）を締結しなければならない。
- 2 取扱金融機関は、融資を完了したときは、完了した日から 10 日以内に融資実行報告書

(様式第 11) を知事に提出しなければならない。

3 取扱金融機関は、8月末及び2月末の融資状況について、翌月の 10 日までに融資状況報告書（様式第 12 号）を知事に報告しなければならない。

(事業計画の変更等)

第 9 条 借受者が、まち・ひと・しごと創生資金の融資に係る事業内容を変更しようとする場合には、事業実施計画変更申請書（様式第 13 号）を取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

(繰上償還)

第 10 条 借受者が、まち・ひと・しごと創生資金の融資に係る事業計画の全部又は一部を中止しようとする場合には、事業実施計画中止届出書（様式第 14 号）を取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

第 11 条 借受者が、止むを得ない事由によりまち・ひと・しごと創生資金の融資により取得した施設等を、売却又は他に譲渡しようとするときは、融資対象施設等処分承認申請書（様式第 15 号）を取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、要綱第 14 条の規定に基づき借受者よりまち・ひと・しごと創生資金の返還があった場合は、返還のあった日から 7 日以内に繰上償還報告書（様式第 16 号）を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第 12 条 借受者は、融資対象事業費の支払を完了したときは、完了した日から 20 日以内に関係証拠書類の写しを添えて事業完了報告書（様式第 17 号）を知事に提出しなければならない。

(変更事項届出)

第 13 条 借受者は、商号又は名称の変更等の事業活動に係る変更事項が生じた場合には、その変更事項が生じた日から 10 日以内に変更事項届出書（様式第 18 号）を知事に提出しなければならない。

(損失補償)

第 14 条 県が要綱第 17 条の規定により保証協会に対して行う損失補償額は、次の各号に定める額以内とする。

(1) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において部分保証方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済又は責任共有制度の対象とならない融資において実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額

(2) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において負担金方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額の 5 分の 4 に相当する額

2 その他必要な事項については別途契約を締結して定めるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、適宜、関係者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

審査運用基準

1. 共通事項

まち・ひと・しごと創生資金及び島根県中小企業制度融資の各資金の併用を認める。
ただし、融資

対象ごとに各資金の融資限度額（設備資金については、設備の所要金額の範囲内）を適用する。

設備資金

1. 融資限度額は当該施設・設備の設置に要する金額（消費税額を含む。）の範囲内とする。
2. 土地取得は対象にしない。（ただし、環境対応枠を除く。）
3. 法定耐用年数及び返済能力を参考に融資期間を定める。
4. 機械設備等の中古品で、十分な性能等を有しているものは対象とする。
5. 販売用、賃貸用及びリース用の施設・設備は対象にしない。
6. 福利厚生施設としての従業員宿舎の一戸建は対象にしない。
7. 居宅と店舗等の併用建物の対象事業費は、面積比により決定する。
8. 車輌は、業態上明らかに営業用車輌と認められるものを対象とする。ただし、登録諸費用は対象にしない。
9. 耐用年数が1年未満又は有形固定資産として登録されないものは対象にしない。
10. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が設置する県外の施設・設備又は海外直接投資の事業に必要な設備資金の利用を認める。
11. 融資の認定前の施設・設備の設置、取得は原則として認めない。（ただし、環境対応枠を除く。）
12. 認定は、対象施設等の見積額により行い、取扱金融機関は契約書又は注文請書の写（自家施工の場合は、原価計算書）の提出をまって対象経費額を確認の上、融資を実行するものとする。
13. 建物、機械設備等の修繕費は対象にしない。

運転資金

1. 県内に主たる事業所のない企業は対象にしない。ただし、独立採算をしている企業については、この限りでない。
2. 月商額の算出は、原則として直近の決算及び直近の決算以降の試算表等をもとに行う。ただし、経済的環境の変化により一時的に売上の減少を来しているが、中長期的には売上の回復等が見込まれる場合にあっては、2期前の決算をもとに算出することができる。
3. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が県外の施設・設備又は海外直接投資の事業において必要とする運転資金の利用を認める。

注) 海外直接投資の事業において必要とする資金とは、外国における支店等の設置又は拡張に要する資金及び出資割合が10%以上となる海外法人への出資資金等、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の7に規定する資金をいう。

2. 資金別

設備資金・運転資金

1. 人材投資・働き方改革等生産性向上枠

- (1) 融資限度額は、1回当たりの融資限度額とする。ただし、下記の(2)ウ.、エ.、オ. 及びカの運転資金については資金の融資残高によることとし、融資残高がある場合は、融資限度額から融資残高を控除した額を限度額とする。
- (2) 融資対象者は、次のア. からキ.までのいずれかに該当し、設備資金及び運転資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。
- ア. 次に掲げる従業員の人材育成などを中心として、IT技術の導入などにより生産性向上に取り組むもの
- (ア) 従業員のための社内外研修、資格取得及びスキルアップ等を実施するための施設・設備の設置や関連する事業
- (イ) 人材投資に併せて、生産性向上のためのIT設備等の導入や関連する事業
- イ. 次に掲げる従業員の労働環境の整備など働き方改革に向けた事業を実施するもの
- (ア) 従業員のための宿舎、休憩施設、教養、体育施設及び給食施設等の福利厚生施設の設置や関連する事業
- (イ) 空調、換気、防振、防音、防熱、悪臭処理、ばい煙又は粉じん処理、照明等の施設・設備の設置や関連する事業
- (ウ) 新たに高年齢者（満55歳以上）を雇用する者が、高年齢者の作業を容易にするために行う施設・設備の設置や関連する事業
- (エ) 次に掲げるものが、雇用している障がい者の作業を容易にするために行う施設・設備の設置や関連する事業
- (オ) 障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障がい者数を上回って障がい者を雇用し、又は雇用することが確実な者
- (カ) 上記法定雇用障がい者数の適用のない者で、障がい者を1人以上雇用し、又は雇用することが確実な者
- (オ) 保育施設等子育て支援のための施設・設備の整備や関連する事業
- ウ. しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定を受けているもの
- エ. しまね障がい者就労応援企業認定要綱に基づく認定を受けているもの
- オ. 市町村の消防団協力事業所の認定を受けているもの
- カ. しまね女性の活躍応援企業登録要綱に基づく登録を受けているもの
- キ. 次に掲げるいずれかの事業を実施するもの
- (ア) ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年島根県条例第34号）に基づき指定された景観形成地域内で知事の確認を受けて行う施設・設備の設置や関連する事業
- (イ) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）に定める施設・設備の設置や関連する事業
- (ウ) その他必要と認められるもの
- (3) 上記(2)ウ.、エ.、オ. 及びカ.においては島根県中小企業制度融資の一般資金（別枠融資に係る規定は除く。）の審査運用基準を準用する。

2. 観光施設等整備枠

- (1) 融資限度額は、1回当たりの融資限度額とする。
- (2) 融資対象者は、観光施設の整備等を行う中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次のア、及びイ、の要件を満たすものとする。
 - ア. しまね観光立県条例の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画や観光振興計画等に位置づけられる事業であり、地域の観光振興に資するものとして市町村長が推薦する事業を行うもの
 - イ. 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。
- (3) 観光施設とは、次の(ア)から(オ)までに掲げるいずれかの施設をいう。
 - (ア)宿泊施設（旅館、観光ホテル等）
 - (イ)遊園・文化施設（植物園、博物館、美術館、資料館、キャンプ施設、工芸体験施設等）
 - (ウ)食事休憩施設（レストラン、ドライブイン、土産物店、温泉施設等）
 - (エ)交通施設（観光バス、観光船等）
 - (オ)その他観光振興に資すると認められる施設
- (4) 融資対象事業費は、(2)に掲げる観光施設の整備等に係る設備資金及び運転資金とする。
運転資金については、当該観光施設の施設・設備の設置に伴って必要となる経費又は当該観光施設の魅力アップにつながるソフト事業に係る経費とする。ただし、融資対象者の平常の事業活動に係るものと除く。

3. 地域商業等整備枠

- (1) 融資限度額は、1回当たりの融資限度額とする。
- (2) 融資対象者は、次のア、からウ、までのいずれかに該当する事業を行うことにより設備資金及び運転資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人とする。
 - ア. 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業で次に掲げるもの
 - (ア) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の認定を受けた商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画又は商店街整備等支援計画に基づき実施する事業
 - (イ) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の市町村が定める基本計画において定める地域内において、同法の認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施する事業
 - (ウ) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業
 - (エ) 従前特別目的資金（平成18年度まで取り扱った資金）等により対象となっていた事業で、特別の法律等が廃止となったが、承認、認定等を受けた計画の期間中であるもの
 - イ. 県の中長期的な施策に関連する事業で、次に掲げる中山間地域商業に関連する事業を実施するもの
 - (ア) 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）に規定する地域において小売業を行う中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、住民の生活に必要な物資を安定して供給し、又は利用者の利便性を向上させるために施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもので、下記(a)及び(b)の要件に該当する者
 - (a) 中山間地域において、食料品、衣料品、日用雑貨のいずれかを取り扱う小売業を営む者

- (b) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。
- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）において定める過疎地域において小売業又はサービス業を営む者で、地域の生活環境を向上させるために施設・設備の設置を行う者
- ウ. その他必要と認められる事業を実施するもの

4. 海外展開枠

- (1) 融資限度額は本資金の融資残高による。
- (2) 本資金の融資を受けた者は、融資実行 6 ヶ月後及び知事が必要と認めたときに、まち・ひと・しごと創生資金（海外展開枠）融資実行後報告書（様式第 9 号）により商工会議所又は金融機関を経由し、知事へ報告しなければならない。

5. 環境対応枠

- (1) 要綱別表の融資対象事業費の欄第 1 号の公害を防止するために必要な施設・設備（以下「公害防止施設等」という。）とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下等を防止するための施設・設備とする。
- (2) 融資対象事業費第 2 号の対象事業費については、次に掲げるに留意するものとする。
- ア. 対象事業費に該当する運転資金についても対象とする。
- イ. 使用状況の調査については実施後の申請も可能とする。
- ウ. 除去等の措置に伴う建築物の修復、解体等の経費についても対象とする。
- (3) 融資対象事業費第 5 号に係る融資について、P C B 濃度の測定に要する経費は融資の対象としない。
- (4) 融資対象事業費第 7 号の経費については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア. 空調設備、照明設備及び冷蔵冷凍設備であって、法定耐用年数を経過したもののが更新は、従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を 5 パーセント以上節減する効果があるものとみなす。
- イ. E S C O 事業によるものも対象とする。
- ウ. 車輌については、融資対象事業費第 10 号の規定によるものとする。
- (5) 融資対象事業費第 8 号に係る自然エネルギー利用施設・設備とは太陽光、太陽熱、風力、波力、地熱、水力、雪氷熱、バイオマス熱、海洋温度差等を利用した施設・設備とする。
- (6) 融資対象事業費第 9 号のリサイクルエネルギー利用施設・設備とはユージェネレーション（熱電供給システム）、廃棄物熱、廃棄物燃料、温度差エネルギー等の未利用エネルギーを利用した施設・設備とする。
- (7) 融資対象事業費第 10 号に規定する低公害車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- ア. 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車又はハイブリッド自動車
- イ. 車両総重量 3.5 t 以下のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に基づき国土交通省の定める平成 17 年排出ガス基準（以下「平成 17 年基準」という。）に対し、50%以上の低減を達成した自動車（別表図 1 又は図 2 のステッカーの交付を受けられるも

の)

(イ) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づき国土交通省の定める平成 21 年排出ガス基準（以下「平成 21 年基準」という。）に適合している自動車

ウ. 車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するものの

(ア) 平成 17 年基準に対し、NO_x（窒素酸化物をいう。以下同じ。）及び PM（粒子状物質をいう。以下同じ。）につき 10%以上の低減を達成した自動車（別表図 3 のステッカーの交付を受けられるもの）

(イ) 平成 17 年基準に対し NO_x 又は PM につき 10%以上の低減を達成し、かつ、自動車検査証に平成 27 年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車（別表図 4 又は図 5 のステッカーの交付を受けられるもので、かつ、同表図 6 のステッカーの交付を受けられるもの）

(ウ) 平成 21 年基準に適合している自動車

(8) 融資対象事業費第 12 号に係る融資について、土地のみの取得は融資の対象としない。

(9) リース、割賦払並びに延払による土地、家屋及び償却資産の取得費は、融資対象事業費に含めることはできないものとする。

(10) 融資対象事業に係る消費税、仲介料、登記費用等についても固定資産として台帳登載する場合には、融資対象事業費に含めることができるものとする。

(11) 中古償却資産の取得は、原則として融資の対象としないが、その資産の取得が事業運営上特に必要と認められる場合に限り、融資の対象とするものとする。ただし、その場合の取得する資産の償却年数は、取得時における残存償却年数とする。

(12) やむをえない事由により申請前に投下固定資本の取得をしようとする場合は、事前着手届（様式第 2 号）を取扱金融機関を経由して知事に提出していなければ、その取得を融資の対象としないものとする。

(13) 借受者は、融資実行日から 2 年以内に融資対象事業費の支払を完了しなければならない。

別表

図 1	平成 17 年排出ガス基準 50%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 以下のディーゼル自動車・ガソリン自動車）	
図 2	平成 17 年排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 以下のディーゼル自動車・ガソリン自動車）	
図 3	平成 17 年基準NOx & PM10%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車・ガソリン自動車）	
図 4	平成 17 年基準NOx 10%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車又はガソリン自動車）	
図 5	平成 17 年基準PM10%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車又はガソリン自動車）	
図 6	平成 27 年度燃費基準達成車	